

副市長の事務分担について

植島副市長	<ul style="list-style-type: none">・いじめから子どもを守る課、<u>危機管理課</u>、<u>政策企画部</u>、<u>総務部</u>、人権ふれあい部、健康福祉部、福祉事務所、保健所、子ども若者部、環境部、会計課及び市立病院に関する事務・選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務局の職員等に補助執行させている事務・市議会事務局の事務のうち市長の権限に属する事務に関する事務
村上副市長	<ul style="list-style-type: none">・<u>危機管理課</u>、<u>政策企画部</u>（秘書課、政策推進課及び行政改革課を除く。）、<u>総務部</u>（総務課、政策法務課及び契約検査課を除く。）、財政部、魅力創造部、都市整備部、下水道部、建築部、消防本部及び水道局に関する事務・教育委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の事務局の職員等に補助執行させている事務

※下線部の部局等につきましては、両副市長の共同所管となります

（政策企画部については、やおプロモーション・万博推進プロジェクトチーム及び広報・公民連携課が、総務部については、人事課及び職員課が、共同所管となります。）。